

鶴見区役所「つるみっ子ルーム」の利用規程

1. 利用者・団体の範囲

(1) 個人での利用の場合

区内に居住する未就学児とその保護者

(2) 団体での利用の場合

区内の子育て団体(サークル)等が開催する事業等 (10人以上での申込みに限る)

2. 利用日時

ア 月曜日から金曜日とし、午前10時から12時及び午後1時30分から午後4時15分までの2区分とする。ただし、祝日及び年末年始を除く。

イ 本市事業等実施により利用できない場合がある。

ウ 団体での利用の場合は、当区役所の指定する日及び区分とする。

3. 利用人数

(1) 個人での利用 15組以内

(2) 団体での利用 10人以上20人以内

4. 受付方法

(1) 個人での利用の場合

ア つるみっ子ルームにて別紙『鶴見区役所「つるみっ子ルーム」利用登録書』(以下、「利用登録書」という。)(様式1)により登録を行わなければならない。

イ 登録は年度ごと(当年4月から翌年3月)に行う必要がある。

ウ 登録についての受付は、つるみっ子ルーム開室時間とする。

(2) 団体での利用の場合

ア 利用日の1か月前から先着順にて申込み受付を行う。ただし、受付開始日が閉庁日の場合は、その翌開庁を受付開始日とする。

イ 申込みについては次のとおりとし、利用当日までに別紙『鶴見区役所「つるみっ子ルーム」団体利用届出書』(以下、「団体利用届出書」という。)(様式2)を提出すること。

① つるみっ子ルームにて直接受付

(つるみっ子ルーム開室時間帯

午前10時から午後12時/午後1時30分から午後4時15分)

② 子育て支援室での電話受付

(つるみっ子ルーム閉室時における開庁時間帯 午前9時から午後5時30分)

ウ 1団体の申込みは1か月1区分とする。

なお、「団体利用届出書」の内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出なければならない。

5. 禁止事項

- (1) 消防法等の法令に違反するもの。
- (2) 当区の事務事業の妨げとなるおそれのあるもの。
- (3) 特定の企業・団体等の営利を目的とするもの。
(ただし、事業等を行う貸出の場合において、参加者の保険代・材料費等、必要最低限の参加料を徴収することは可とする。)
- (4) 物品の販売行為に類するもの。
- (5) 庁舎の安全確保ができないもの。
- (6) こどものみの利用。
- (7) 保護者のみの利用。
- (8) 利用の権利の譲渡。
- (9) 室内での飲食。(ただし、必要な水分補給は除く。)
- (10) 飲食を伴う講習会及び食材を利用する講習会等事業。

6. 利用上の留意事項

- (1) 利用時間を厳守する。
- (2) 備品等は丁寧に扱い、ルーム外へ持ち出さないこと。
- (3) 利用後は利用者で清掃し、利用前の状態に戻すこと。また、ごみ等は持ち帰ること。
- (4) 庁舎内のオープンスペースでの利用となるので、音楽等大きな音は控えること。
- (5) 事故、紛失、破損等は利用者責任とし、施設等の破損等は実費請求する場合がある。
- (6) 利用中は区職員の指示に従うこと。
- (7) その他「鶴見区庁舎管理規則」を遵守すること。
- (8) 時間内であっても、庁舎管理上の都合等により、やむを得ず利用出来ない場合がある。その際は、職員の指示に従い速やかに退出すること。

7. その他

この規程に定めるもののほか、利用に関して必要な事項は、鶴見区役所子育て支援担当課長が定める。

附則 この規程は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 12 月 27 日公布）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 25 年度より実施されている鶴見区役所の耐震工事期間中については、鶴見区役所保健福祉課長が認めた場合、本市が実施する食材を利用する講習会事業を、つるみっ子ルームにて実施することができる。
- 3 平成 26 年 1 月 6 日以降に、平成 26 年 4 月 1 日以降の利用を予約する場合は、本規程を適用する。

附則（平成27年9月1日公布）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成27年10月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

附則（令和元年12月27日公布）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 令和2年1月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 令和2年7月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 令和2年9月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「施行日」という。）以降の利用を予約する場合は、施行日前であっても本規程を適用する。